

雨水調整池を活用した再生可能エネルギー導入事業 実施条件

1 担当課

温暖化対策統括本部プロジェクト推進課（事業提案募集事務局及び脱炭素先行地域事務局）
道路局河川企画課（雨水調整池活用に関すること）
道路局河川管理課（雨水調整池の占用許可申請手続き）

2 事業目的

提案者は雨水調整池に設置する太陽光発電設備（以下、「施設」という）の占用許可を受け、再生可能エネルギー発電設備及び付帯設備（以下、「設備」という。）を導入し、事業実施期間において運転管理及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去する。発電した電力は、提案者が脱炭素先行地域施設等に供給する。これにより、再生可能エネルギーの地産地消の推進と、市域の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

同時に、提案者は自らの提案により設置先地域への地域還元に資する取組を実施する。これにより地域活性化を図ることを目的とする。

3 事業内容

(1) 役割分担及び事業概要

ア 横浜市

- (ア) 施設の占用許可書の交付及び占用料の徴収
- (イ) 脱炭素先行地域施設に対し、本事業の PR 及び広報等の協力を行う

イ 提案者

- (ア) 提案者は、希望施設に対し太陽光発電設備の構造検討、設備容量検討及び現地調査を行い、本事業の成立性について検討し、実施可否について横浜市と協議する。なお、協議の結果によっては取組の実施ができない場合がある。
- (イ) 提案者は、事業実施の合意に至った施設について占用許可を受け、設備を導入する。また導入にあたり、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き業務及びその関連業務を行う。なお、雨水調整池の貯留量確保を前提に設備を導入し、設備設置により雨水貯留・排水機能等の施設の機能に影響を及ぼした場合には、提案者の負担で修復等の対応を行う。
- (ウ) 提案者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、提案者は当該設備で発電した電力を脱炭素先行地域施設等に供給する。なお、設置施設において発電電力の自家消費はできないものとする。設備に異常もしくは故障があり施設に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。
- (エ) 提案者は、当該設備により発電した電力の供給実績について市に報告するとともに、供給に伴う市域の温室効果ガス排出量削減効果の算定を行う。
- (オ) 提案者は、事業期間終了後、設備を撤去し、原則現状復帰する。事業期間は概ね

20年程度とする。なお、国の補助金等を活用する場合は、当該補助金等の規定に従った事業期間とすること。また、撤去により雨水貯留・排水機能等の施設の機能に影響を及ぼした場合には、提案者の負担で修復等の対応を行う。

(カ) 提案者は、対象施設の管理者等への説明業務を行う。また、必要に応じて近隣住民等に対して説明会を実施する。内容等については市と協議の上決定する。

(キ) 提案者は、国補助事業を活用する場合などにおける申請等業務を行う。

(ク) 提案者は、設備を設置した施設がある地域に対し、提案者自らの提案に基づき地域還元に資する取組を実施する。

(ケ) 提案者は、原則、占用範囲等における雨水調整池の維持管理を実施すること。特に、占用範囲等における雨水流出等による堆積土砂や流下物、雑草繁茂等への対応は提案者が行うこと。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。

(コ) 施設管理者が行う維持管理行為(擁壁の補修等)に支障のない範囲に設置すること。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。

(2) 事業費用等

ア 提案者は本市より許可を受けた面積の占用料を本市に支払う。

イ 4(1)による協議に係る費用や再生可能エネルギー発電設備の設置費用、発電開始後の運用費用等の事業に係る一切の諸経費は提案者の負担とする。

ウ 提案者が再生可能エネルギー電力を脱炭素先行地域施設等に対し供給する際の単価等の条件は、提案者と脱炭素先行地域施設等が相対契約等により決定する。

また、提案者と脱炭素先行地域施設等との契約交渉及び契約は提案者の責で適宜実施すること。

エ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用する場合、交付金の対象となる太陽光発電設備容量(kW)は本市の脱炭素先行地域で取り組む事業全体で上限があるため、本募集において提案が複数選定された場合には、交付金の対象となる太陽光発電設備容量は最も評価の高い提案から順に充てるものとする。

4 占用許可に係る条件等

(1) 事業実施にあたっての占用許可の申請について

提案者は、事業実施にあたって以下のとおり、希望施設について「ア 構造検討」、「イ 現地調査」及び「ウ 設置仕様等検討」及びを行い、必要に応じて「エ 各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて市に提出すること。結果について市と提案者にて協議を行い、設備設置可能と合意した施設のみ占用許可を申請することができる。

ア 構造検討

設置する設備の構造計算を行い、市に提出すること。

なお、雨水調整池の貯留量確保を前提として設計すること。

イ 現地調査

希望施設について現地調査を行い、太陽光発電設備の設置場所にかかる課題を、施設

管理者と協議の上調査する。

ウ 設置仕様等検討

現地調査の結果等を考慮して適切な容量及び設置方法とすること。

エ 各種関係手続

事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、提案者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。

(2) 占用許可の基本的条件

ア 提案者が施設を使用するに当たっては、横浜市下水道条例（昭和 48 年条例第 37 号）第 24 条第 1 項に基づく占用許可を受け、所定の占用料を支払わなければならない。

イ 占用料は横浜市が定める額とする。

ウ 市が提案者に占用を許可する面積の算定は、設備の設置面に対する表面積とする。太陽光発電設備については、間隔をあけて設備を設置する場合においてその隙間の面積を含むものとする。

エ 占用料の納付に係る時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

オ 提案者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。

カ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、別表 1 のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

キ 施設の占用許可期間は、占用許可の始期の属する年度を含む 5 年度以内とする。その後、提案者は、5 年度以内を単位として占用許可の更新を申請することができる。

ク 市は、提案者が、占用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の占用許可を取り消すことができる。この場合、当該占用許可を受けていた提案者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により雨水貯留・排水機能等の施設の機能に影響を及ぼした場合には修復等の対応をすること。

(3) 占用許可のその他の条件

ア 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ法等の関係法令を遵守するものとする。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、提案者が行うこと。

イ 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令 39 条及び JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」もしくは「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。確認結果を市に報告すること。

ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

オ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

カ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じないようにすること。

- ク 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は提案者において十分に行うこと。
- コ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設および施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- タ 提案者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、提案者のみが負担しなければならない。
- チ 提案者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。また、その他の具体的な対応方を講ずること。
市及び第三者に損害を与えた場合は、提案者が補償責任を負う。なお、提案者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ツ 事業の進行に合わせて適宜協議打合せを実施する。打合せをした場合、提案者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- テ 市が保有する資料について、提案者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける提案者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- ト 提案者は、業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ナ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。
- ニ その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と提案者で協議して決定するものとする。
- ヌ 本市側の管理に伴い、改修等の必要が生じた場合は、市と提案者で別途協議を行うものとする。
- ネ 事業終了と共に、占用許可を終了するものとする。

別表1：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			市	提案者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散・光害等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○	
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（瑕疵を除く）		○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの			○
		提案者の事業放棄、破綻によるもの			○
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
設計段階・計画	物価	物価変動		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
関連支払	支払遅延・不能	占用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○	
	金利	市中金利の変動		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○	
設備に起因する市施設への障害			○		
市施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷		○			
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		○	